

2019年9月17日

代理店各位

日本賃貸保証株式会社

## 令和元年台風第15号の災害における賃貸保証契約のお手続きについて

このたびの台風第15号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

弊社では被災されたご契約者様がお住替えされる場合、現在ご契約中の賃貸保証委託契約は変更届にてご継続扱いとさせていただきますので、代理店様につきましてはお手数ではございますが、ご対応の程宜しく願い申し上げます。

### 記

- 1、台風第15号の災害の影響により、お住替えされる場合、新物件での新たなご契約は不要です。  
変更届でのお手続きとなります。

#### <対象となる保証中のご契約者様>

- ① 同一代理店様内の取扱物件に限ります。
- ② 下記<対象地域>内の物件にお住まいで、建物の損傷等により居住が困難な方。
  - ※ 滞納中のお客様のお取扱い等、その他ご不明な点につきましてはご相談下さい。
  - ※ 新たな保証料は発生致しませんが、更新保証料は新しい賃料にて算出致します。
  - ※ 一定期間経過後、元の物件への再引越しの場合も対象となります。
  - ※ 2020年3月31日までに弊社に「変更届」および「賃貸借契約書変更記載の覚書等」が到着しているご契約者様。(変更届には、「被災の為」と理由をご記入下さい)
  - ※ 既に、新たにご契約をし直したお客様につきましてはお問合せ窓口までご連絡下さい。

#### <対象地域>

台風第15号により被災された地域

#### 2、その他

新規のお申込みにつきましても、柔軟にご対応させていただきます。お気軽にご相談下さい。

**※弊社は特定非営利活動法人 Standard Opinion Society を通じて、様々な災害支援を行なっております。**

#### 3、お問合せについて

本件につきましてご不明な点等ございましたら、弊社各支店または、お問合せ窓口:0120-643-641までお問合せいただきますよう、お願い申し上げます。

以 上